

# ご案内

那医発第 163 号  
令和 5 年 6 月 5 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 淳



## 救急災害関係通知文の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「救急災害関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。  
また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→【医療機関向け】各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 348 号 F  
令和 5 年 5 月 30 日

地区医師会救急災害担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 田名 毅  
(救急災害医療担当理事)

## 救急災害関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会ならびに消防庁国民保護・防災部より、別添のとおり、救急災害関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、精神科救急医療体制整備事業実施要綱の一部改正され、事業の対象となる時間帯や連携・協力機関の明確化等の変更が示されております。

②は、昨今の国際情勢を踏まえ、各関係機関における全国瞬時警報システム(Jアラート)等による国民保護情報の伝達体制等について設定の確認や再点検を徹底するよう周知依頼が示されております。

③は、令和 5 年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の 5 類感染症に位置づける方針となったことから、5 月 8 日以降は、COVID-19 J-MAT の保険金支払いのうち、入院費の支払い対象となる「入院」は、病院または有床診療所への入院のみとなる等の改訂が示されております。

④は、地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧するための費用について、国がその一部(費用の 1/2)を補助する医療施設等災害復旧費補助金の活用意向について周知依頼が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

## 記

①精神科救急医療体制整備事業の実施について (令和 5 年 4 月 6 日 日医発第 76 号(健Ⅱ))

②弾道ミサイル発射に係る危機管理対応に関する情報伝達体制等について

(令和 5 年 4 月 24 日 消防国第 52 号 消防運第 33 号 消防参第 291 号 消防広第 149 号)

③令和 5 年度 COVID-19 JMAT 保険の一部改訂について

(令和 5 年 4 月 28 日 日医発第 264 号(地域))

④令和 5 年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について

(令和 5 年 5 月 18 日 日医発第 373 号(地域))

沖縄県医師会事務局業務 1 課:新垣、徳村  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g1@okinawa.med.or.jp